

(答弁書第百十六号) 昭和二十二年十一月十八日配付

内閣参甲第一二八号

昭和二十二年十一月十四日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出耕作税課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出耕作税課税に関する質問に対する答弁書

農家の收益のうち野菜畑の收益は、特に都市近郊において相当額に達する実情にあるので、所得税の課税にあたりその実態を捕捉することにつとめ、所得税負担の公正を期しているが、更にいわゆる耕作税のごときものを創設することに関しては、農家にはその田畑に対して地方税たる地租があり、これが地方税たる営業税に見合うものと考えられているので、さらに野菜畑に対しあらたに耕作税を課税することは現在のところ考えていない。ただ営業と農業等に対して事業税のごときものを課税することとするかどうかについては、慎重に検討している。